

GYODA 7

Jul.2020

No.889

市報ぎょうだ CITY PUBLIC RELATIONS



特集	コロナに負けないための支援策	P.2~5
	令和3年1月から「住民票の写し」や「印鑑証明」などの コンビニ交付サービスを開始します	P.6

行田市小規模事業者緊急支援給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少した市内小規模事業者・個人事業主の方(フリーランスを含む)に、事業継続を応援する支援金を支給します。

- ▶**給付額** 1事業者につき10万円 ※1回のみ
- ▶**支給要件** 次のすべてに該当する小規模事業者または個人事業主
- ・市内で5月1日時点で事業を行っていること(市内在住でも市外で事業を行っている場合は対象外)
 - ・今後も事業の継続を目指していること
 - ・2月～8月のうち、任意の1カ月間の売上金額が前年同月比で5パーセント以上減少していること。または前年同月の比較ができない場合は、1月～8月の間、連続する任意の2カ月間を比較し、売上金額が5パーセント以上減少していること
 - ・昨年の事業収入が収入全体の過半以上を占めていること

▶**支給対象**

業種	常時使用する従業員の数
卸売業、小売業(小売店・飲食店)、サービス業(生活関連サービス・教育・医療・福祉など)	5人以下
その他(製造・運輸・建設など)	20人以下

※「常時使用する従業員の数」にパート・アルバイト、会社役員を含みません。

▶**主な対象にならない者**

- ・風営法上の性風俗関連特殊営業や関連する事業者
- ・暴対法上の暴力団などに関する事業者
- ・本事業の目的、趣旨から対象とされないもの(会社員による副業など)

▶**必要書類**(○印は書類が必要)

	必要書類(申請書兼請求書以外、全て写し可)	法人	個人
1	申請書兼請求書(様式第1号)	○	○
2	直近の事業年分の確定申告書第一表控え(税務署の收受印のあるもの)	○	
3	令和元年分の確定申告書B(第一表)または市県民税申告書(税務署の收受印のあるもの)		○
4	法人事業概況説明書(両面)	○	
5	売上が減少したことを証明する帳簿など(申請書兼請求書内の売上高(A)と(B)が確認できるもの)	○	○
6	申請者名義の口座の通帳(通帳を開き、口座番号と口座名義の記載されたページ)またはキャッシュカードの写し	○	○
7	市内で事業を営んでいることが分かるもの(開業届、営業許可証、店舗の賃貸借契約書など)		○

▶**申請方法** 9月30日(水)(消印有効)までに申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、**郵送により提出してください。**申請書は、市ホームページからダウンロードできます。その他、商工観光課、南河原支所、行田商工会議所、南河原商工会の窓口でも配布しています。

【郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市商工観光課小規模事業者緊急支援担当

▶**注意**

- ・感染拡大防止のため、窓口での申請受付は行いません。
- ・書類の内容を確認し、不備があった場合にのみご連絡します。
- ・20日前後で口座に給付金が振り込まれます(書類の不備などがあった場合は振り込みが遅れることがあります)。

▶**その他** 行田市小規模事業者家賃支援給付金は、国の制度要綱などが固まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

▶**問い合わせ** 同課(内線383・375)



行田応援ショッピングサイトを開設しました

行田市観光協会は、新型コロナウイルスの影響により客足が減っている中、観光関連事業者の皆さんを応援したいとの思いから、本市の観光物産を取り扱う「行田応援ショッピングサイト」を立ち上げました。

行田足袋や奈良漬、椎茸、菓子など本市にはたくさんの名物があります。ぜひ、市外にお住いの方などにも紹介していただき、本市の事業者と一緒に応援していきましょう。

▶**掲載場所** 行田市観光公式サイト「行田市観光NAVI」
(<https://www.gyoda-kankoukyoukai.jp/onlineshop.html>)

▶**問い合わせ** 同協会(商工観光課内・内線375)

食べて! 飲んで! 買って! みんなで地域のお店を応援しよう!!

市内飲食店・商店で使える プレミアム付 共通商品券を販売します

**3割
お得**

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ地域経済の回復を図るため「プレミアム付行田市市内飲食店・商店共通商品券」を販売します。



- ▶**販売単位** 10,000円
(500円券20枚にプレミアム分6枚を加えた13,000円分)
- ▶**購入対象** 市内在住の方
- ▶**購入限度額** 1人20,000円(1冊500円券×26枚を2冊まで)
- ▶**利用期間** 8月31日(月)～令和3年1月31日(日)
※期間を過ぎると利用できません
- ▶**利用可能店舗** プレミアム付共通商品券取扱参加加盟店(店頭に掲示)
※今回、大型スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストアなどでは利用できません。
- ▶**販売方法** 往復はがきで購入申し込みを受け付けます。購入希望者1人につき1枚の往復はがきで、販売枠を超えた場合は公開抽選(8月27日(木)午後2時から商工センター401研修室)を行い、購入対象者を決定します。※申し込み後の希望冊数の変更不可
- ▶**申し込み** 8月21日(金)(消印有効)までに往復はがきに次の項目を記入し、郵送で行田市商店会連合会。なお、予約申し込みの結果は、8月下旬に申込者全員へ返信用はがきでお知らせします。
- 【往信用おもて面】〒361-0077 行田市忍2-1-8 行田市商店会連合会「プレミアム商品券申込係」
- 【返信用うら面】何も記入しないでください。
- 【返信用おもて面】申込者の①郵便番号 ②住所 ③氏名
- 【往信用うら面】①購入希望冊数 ②郵便番号 ③住所 ④氏名 ⑤電話番号

▶**商品券の引き換え** 商品券は購入引換券(返信用はがき)と代金を持参し、引き換えてください。

【期間】8月31日(月)～10月30日(金) ※土・日曜日、祝日を除く。ただし、9月5日(土)・6日(日)は引き換え可能

【時間】午前10時～午後4時

【場所】行田市商店会連合会事務局(商工センター3階)

※購入引換券の再発行はできません。

※購入引換券の持参がない場合、引き換えはできません。紛失などによる再発行もできません。

※引き換え期間を過ぎた場合、引き換えはできません。

▶**発行者** 行田市商店会連合会

▶**問い合わせ** 同会事務局 ☎556-8003 または商工観光課(内線382)



往信用おもて面	返信用うら面
郵便往復はがき 361-0077 行田市忍2-1-8 行田市商店会連合会 「プレミアム付商品券申込係」 行	《空欄》 ※何も記入しないでください

返信用おもて面	往信用うら面
郵便往復はがき 63 返信 (申込者の) ①郵便番号 ②住所 ③氏名	①購入希望冊数 ()冊 (申込者の) ②郵便番号 ③住所 ④氏名 ⑤電話番号

※記入誤りや必要事項の記載がないはがきは、無効となります。

商品券の取り扱い飲食店を募集します

- ▶**対象** 市内に店舗を有するすべての飲食店事業者
- ▶**申込方法** 行田市商店会連合会事務局または商工観光課(市ホームページからダウンロード可)で配布している「利用可能店舗登録申請書」に必要事項を記入し、FAXまたは郵送のいずれかの方法により申請してください。なお、チェーン店や市内に複数店舗がある場合は店舗ごとに登録してください。
【FAX】556-8003
【郵送】〒361-0077 行田市忍2-1-8 行田市商工センター3階 行田市商店会連合会
- ▶**申込期限** 7月31日(金)
※期限までに申し込みいただくと、商品券購入者へお渡しする取扱店一覧に掲載します。
※期限後も9月30日(水)まで随時受け付けますが、取扱店としての周知は市ホームページのみとなります。
- ▶**登録料および換金手数料** 無料(取扱店の負担はありません)
- ▶**問い合わせ** 同会事務局 ☎556-8003(午前10時～午後5時 ※土・日曜日、祝日を除く) または商工観光課(内線382)

国民年金保険料の 免除申請が可能です

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が下がり、国民年金保険料の納付が困難となった場合に、保険料の免除申請が可能となりました。

手続き方法や申請書などは、日本年金機構のホームページ(<https://www.nenkin.go.jp>)をご覧ください。

▶問い合わせ 保険年金課国民年金担当(内線270・275)

介護保険料の 減免特例を実施します

新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる65歳以上の被保険者を対象に、介護保険料の減免を実施します。

対象要件などの詳細は、7月中旬に郵送する令和2年度の納入通知書に同封されるお知らせや、市ホームページをご覧ください。

▶問い合わせ 高齢者福祉課介護保険担当(内線277)

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の 減免が受けられる場合があります

▶対象世帯および減免額

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯: **全額を免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次のア～ウの要件を全て満たす世帯: **前年の所得に応じて減免**
 - ア. 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが、前年と比べて10分の3以上減少する見込みであること。
 - イ. 前年の所得の合計所得金額が1,000万円以下であること。
 - ウ. 減少することが見込まれる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

▶対象となる保険税および保険料 平成31年度分および令和2年度分のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が設定されているもの
※ただし、平成31年度分については令和2年2月分から3月分に相当する金額のみ

国民健康保険に加入している方

▶申請方法 国民健康保険税減免申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、保険年金課へ提出してください。

▶申請に必要なもの

- ・国民健康保険税減免申請書
- ・国民健康保険被保険者証

家計急変世帯「就学援助」給付金

- ▶対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変した市内小・中学校に在籍する児童生徒のいる世帯
- ▶支給内容 学用品費、校外活動費など
- ▶申請期間 令和3年3月末まで随時(申請月以降の分を学期末に支給)
- ▶必要書類 令和2年1月以降の収入状況が分かる書類などを提出していただきます(詳しくは市ホームページに掲載)。
- ▶問い合わせ 教育総務課財務施設担当(内線5307)

家計急変世帯 「高校生等奨学資金」給付金

- ▶対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変した高校生または高等専門学校生のいる世帯
- ▶支給内容 1カ月1万円
- ▶申請期間 令和3年3月末まで随時(申請月から毎月支給)
- ▶必要書類 令和2年1月以降の収入状況が分かる書類などを提出していただきます(詳しくは市ホームページに掲載)。
- ▶問い合わせ 教育総務課総務担当(内線5308)

- ・申請する方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・印鑑(朱肉を使用するもの)
- ①の場合
 - ・死亡診断書または医師の診断書の写し、新型コロナウイルスに感染したことが証明できる書類
- ②の場合
 - ・令和2年1月以降の収入が分かる資料の写し(申請月以降の見込み額を含む)
 - ・平成31(令和元)年分の確定申告書または源泉徴収票の写し
 - ・廃業などの場合は、それを証明する書類の写し

後期高齢者医療の方

- ▶申請方法 後期高齢者医療保険料減免申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、保険年金課へ提出してください。
- ▶申請に必要なもの
 - ・後期高齢者医療保険料減免申請書
 - ・収入減少事由に対応した減免を受けようとする理由を証明する書類の写し
 - ・収入状況申告書
 - ・収入状況申告書の記載内容を証明する書類
- ▶問い合わせ 国民健康保険については同課国保担当(内線271・272・273)、後期高齢者医療については同課医療担当(内線226・227)

水道料金のうち基本料金を 4カ月間無料にします

6月～9月までの4カ月間、検針によって請求される水道料金のうち、基本料金を無料とします。

「上下水道使用水量・料金等のお知らせ」(検針票)に表示される水道料金および合計金額には基本料金が含まれていますので、表示額からご使用の水道の口径に応じた2カ月分の基本料金(税込)を差し引いた額が請求額になります。

※従量料金および下水道使用料は、無料化の対象ではありません。

口径(mm)	基本料金(2カ月分:税込)
13	2,860円
20	3,080円
25	8,800円
40	16,500円
50	26,400円
75	34,100円

上下水道使用水量・料金等のお知らせ

お客様番号

使用月 年 月 日

検針日 年 月 日

水栓所在地

口径	mm	メーター番号	
用途		検針員	
今回指針	m ³	前回指針	m ³
旧メーター水量	m ³		m ³
使用水量	m ³		m ³
下水排水量	m ³		m ³
水道料金	円		円
(内消費税 %)	円		円
下水道使用料	円		円
(内消費税 %)	円		円
合計金額	円		円
(消費税等を含む。)			
振替日・納期限	年 月 日		
前回水量	m ³	前年同期水量	m ³

水道料金から基本料金を減額して請求します

検針票の水道料金および合計金額には基本料金を含めた金額を記載しています。
口座振替時、納入通知書では基本料金を減額します。

上下水道料金等領収書(口座振替分)

使用月 年 月 日

使用水量 m³

下水排水量 m³

水道料金 円

(内消費税 % 円)

下水道使用料 円

(内消費税 % 円)

合計金額 円

(消費税等を含む。)

振替日 年 月 日

上記金額を口座振替により領収しました。

見本 行田市水道事業課

口座振替をご利用の方は、2カ月後の検針票で基本料金が減額されていることを確認してください。

▶問い合わせ 水道課業務担当 ☎553-0131

電話による総合相談窓口

556-1115 (直通)

556-1111 (代表)

受付時間 / 午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝日除く)

住宅の確保が困難な方へ

市営住宅の一時提供

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、解雇あるいは休業などにより住宅の確保が困難となった方を対象に市営住宅の一時提供を行います。

▶問い合わせ 営繕課住宅管理担当 ☎550-1554

住居確保給付金制度

離職などにより経済的に困窮し、住居を失った、またはその恐れがある方に対し、自治体が家賃相当額(上限あり)を支給することにより、住まいと就労機会の確保に向けた支援を行います。

▶問い合わせ 行田市社会福祉協議会 ☎557-5400

未就学児養育世帯に 給付金を支給します

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、社会経済活動や日常生活が制限される中、未就学児を養育する家庭の負担を軽減するため、給付金を支給します。

▶対象 小学校就学前までの子ども(平成26年4月2日～令和2年4月27日生まれ)を養育している世帯※4月27日時点で住民登録があり、引き続き、7月10日まで本市に住民登録がある方

▶支給時期 7月下旬(予定)

▶支給金額 未就学児童1人当たり2万円

▶申請方法 行田市から児童手当の支給を受けている方は申請不要です。その他の方は申請が必要です。

▶その他 対象となる方には6月下旬に案内を発送しました。

▶問い合わせ 子ども未来課給付担当(内線292)



サービス利用時の注意事項

- コンビニエンスストアなどで取得した証明書は、返品や交換はできません。
- 住民基本台帳カードや個人番号通知カードは利用できません。
- マイナンバーカードと有効な電子署名(利用者証明用電子証明書)が必要になります。
- 利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)を3回連続で間違えた場合、ロックがかかってしまい、利用できなくなります。ロックの解除や暗証番号を忘れた方は、本人がマイナンバーカードを持参し、市民課で暗証番号の再設定を行ってください。
- 戸籍の届け出や市・県民税額の更正などがある場合、反映されるまで一部の証明書が取得できない場合があります。
- 証明書が2枚以上にわたる場合、ホチキス留めはされていませんので、取り忘れに注意してください。
- コンビニ交付サービスでは厳重なセキュリティ対策を行っていますが、マイナンバーカードを他人に預けたり、暗証番号を教えたりするなどの行為は、悪用される恐れがありますので、マイナンバーカードの保管、暗証番号の管理には十分注意してください。

マイナンバーカードを取得しよう

コンビニ交付サービスの利用には、マイナンバーカードが必要になります。まだ、マイナンバーカードをお持ちでない方は、交付申請し、マイナンバーカードを取得してください。郵便による申請の他、パソコンやスマートフォン、証明用写真機でも申請が行えます。詳しくはマイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

【ホームページ】<https://www.kojinbangocard.go.jp/>

マイナンバーカード総合サイト

検索



まだの方は
今すぐ
個人番号カードの
申請を!



住民窓口

自動交付機の廃止

令和2年12月28日(月)をもって、市役所本庁舎1階に設置されている自動交付機が廃止になります。これに伴い、現在お持ちの「市民カード・印鑑登録証」と「市民カード」を使用した自動交付機での証明書の取得ができなくなります。

なお、「市民カード・印鑑登録証」は、印鑑登録をしていることを証明するものであり、市民課窓口で印鑑登録証明書の交付を受け際に引き続き必要となります。大切に保管してください。



市役所内にある自動交付機

市内6公民館での 証明書発行業務を終了

コンビニ交付サービスの開始に伴い、次の6公民館で実施している住民票の写しなどの証明書の発行業務は、令和3年3月31日(水)をもって終了します。ご理解とご協力をお願いします。

▶対象

- 荒木公民館
- 須加公民館
- 北河原公民館
- 埼玉公民館
- 太井公民館
- 太田公民館



令和3年1月から

「住民票の写し」や「印鑑証明」などのコンビニ交付サービスを開始します



市では、マイナンバーカード(個人番号カード)を利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書などを全国のコンビニエンスストアなどのキオスク端末(マルチコピー機)で取得できるコンビニ交付サービスを開始します。

いつでも

夜間や休日など急に証明書が必要になった場合でも取得できます。

【利用可能な時間】

午前6時30分～午後11時

※年末年始、メンテナンスを除く。ただし、戸籍謄本抄本および戸籍の附票の写しは、平日の午前9時～午後5時。



どこでも

全国のコンビニエンスストアなどで利用できます。

- コンビニエンスストア
 - セブンイレブン
 - ローソン
 - ファミリーマート
 - ミニストップなど

●その他

キオスク端末が設置されているスーパーマーケットやドラッグストアなどでも利用できます。
※一部利用できない店舗があります。



取得できる証明書

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 所得課税証明書
- 戸籍謄本抄本(市外の住所の方は事前登録が必要です)
- 戸籍の附票の写し(市外の住所の方は事前登録が必要です)

簡単便利

窓口での請求書などの記入が不要で、待つことなく利用できます。

手数料

窓口で発行する場合と同額です。

- 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、所得課税証明書は、1通200円
- 戸籍謄本抄本は、1通450円

▶問い合わせ 市民課(内線242・248)

新型コロナウイルス感染症に関連した差別を行うことはやめましょう

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者などに対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。これについて、法務大臣より緊急メッセージが発せられましたので、YouTube法務省チャンネルをご覧ください。

また、法務省の人権擁護機関では、人権相談を受け付けています。



YouTube
法務省チャンネル

相談機関

※電話受付時間(平日午前8時30分～午後5時15分)

【みんなの人権110番】☎0570-003-110

さまざまな人権問題についての相談

【子どもの人権110番】☎0120-007-110

いじめや虐待など子どもの人権問題に関する相談

【女性の人権ホットライン】☎0570-070-810

家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談

▶その他 インターネットでも人権相談を受け付けています。



インターネット
受付

▶問い合わせ さいたま地方法務局

熊谷支局 ☎524-8805



7月は虐待ゼロ推進月間です

わいせつな映像を見せる、子ども扱いは、無視をする、入浴や着替えをさせない、年金や賃金を渡さない、日常生活に必要な金銭を渡さないなど、これらのような例は虐待に当たります。虐待を発見した、虐待を受けている、虐待をしてしまったなどの場合は、24時間365日受け付けている埼玉県虐待通報ダイヤル[#7171] (IP電話などの場合は☎048-762-7533)に電話してください。詳細は県ホームページをご覧ください。

【ホームページ】<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/20170711.html>

▶問い合わせ 福祉課障害福祉担当(内線266)

ご登録ください 小規模契約希望者登録制度(令和2・3年度更新・新規申請)

市では、競争入札参加資格者名簿に登録されていない方の受注機会を拡大し、市内経済の活性化を促進するため、小規模契約希望者制度を設け、市内に本店をお持ちの事業主に発注を行っています。

▶対象 市が発注する建設工事、修繕、業務委託、建設資材、物品購入などのうち、比較的軽易で履行の確保が容易であり、契約金額が原則として50万円以下(建設工事は130万円以下)のもの
※申請は5業種まで

▶登録期間 8月1日から令和4年7月31日までの2年間

▶申請方法 7月22日(水)までに契約検査課へ申請してください。申請書などは同課で配布または市ホームページ(入札・契約情報内)からダウンロードできます。

▶その他 名簿登録後は、市ホームページに事業者情報を掲載します。

▶問い合わせ 同課契約担当(内線213)

一般コミュニティ助成事業(宝くじ助成)の申請を受け付けます

一般財団法人自治総合センターは、地域住民の自主的なコミュニティ活動の促進と自治意識の向上を目的に、宝くじの受託事業収入を財源として、コミュニティ活動に必要な備品の整備に助成金を交付しています。

▶対象 自治会などのコミュニティ組織

▶助成額 100万円～250万円

▶補助率 10分の10(10万円未満切り捨て)

▶対象備品 太鼓、みこし、法被、山車、テント、集会所備品など

▶その他

- ・申請書類の提出締め切りは9月中旬までとなります。
- ・書類提出後、審査を行い助成の可否を決定します。必ずしも「申請＝採択」となるものではありませんので、ご了承ください。
- ・助成の決定は翌年度当初となり、決定後、同年度中の事業実施となります。

▶申請・問い合わせ 地域づくり支援課自治振興担当(内線251)



行田市公式LINEアカウントを開設しました

本市では、市の取り組みやイベントなどの行政情報、市の魅力などを発信し、また災害時には迅速な情報提供に活用するため、6月1日から行田市公式LINE(ライン)アカウントを開設しました。ぜひ、ご利用ください。

▶登録方法 二次元コードを読み取り、「友だち登録」してください。

▶その他 当アカウントへいただいた投稿などに対しては、個別の回答は行っていません。

▶問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当(内線318)



行田版DMO事務局長候補を募集します

行田市観光協会は、観光地としての地位確立および観光産業の育成を主な目的に、令和2年度中に観光地域づくり法人(DMO)の設立を予定しています。このたび、その設立準備と組織設立後に事務局長となる予定の職員を募集します。

▶採用予定日 10月1日(水)

▶勤務地 市内

▶勤務時間 職務規定によりますが、原則として午前8時30分～午後5時15分(休憩時間60分)

※週休2日制

▶業務内容 地域の合意形成、組織マネジメント、戦略策定・マーケティング、営業

▶雇用形態 年俸制により採用後6カ月間は試用期間。以降1年ごとに契約。

▶募集人数 1人

▶給与・待遇 年収450万円～580万円(年俸制)

※これまでの経験や能力を考慮して決定します。

▶応募要件 マーケティング、マネジメントおよび営業経験があり、観光への関心が高く、実行力のある方。要普通免許。※年齢、性別、学歴は不問

▶応募方法 自筆履歴書、論文(1,200字以内)を7月31日(金)(消印有効)までに郵送または持参により提出してください。【郵送・持参】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市観光協会

▶その他 詳細は、行田市観光公式サイト「行田市観光NAVI」をご覧ください。

▶問い合わせ 同協会(商工観光課内・内線375)

▼問い合わせ 公平委員会事務局(監査委員事務局内・内線324)



河井 俊勝氏

6月定例会市議会で同意を得て、公平委員会委員として河井俊勝氏(向町)が選任されました。

公平委員会委員に河井俊勝氏

体験・滞在型観光商品の開発などを支援します

観光客の誘致や滞在時間の延伸、観光消費額の拡大を図るため、本市の地域資源の魅力に着目した観光商品の新規開発や改良などに取り組む方に対して支援をします。

▶補助対象 市内に活動拠点があり、かつ、現在観光協会に加盟しているまたは今後加盟予定の法人、団体(法人格の有無を問わず)、個人事業主

▶対象事業

- (1)体験・滞在型観光商品の新規開発事業
- (2)既存の体験・滞在型観光商品の改良事業
- (3)その他 補助対象経費総額の50パーセント未満の範囲内で行う観光商品((1)(2)に限る)のプロモーション事業や観光客の受入環境整備事業

※体験・滞在型観光商品とは、例えば、食べ歩き体験、着物の着付け体験、煎餅焼き体験、足袋作り体験、工場や酒蔵の見学体験、茶道・華道体験などを商品化したもの

※観光客の受入環境整備事業とは、体験・滞在型観光商品の予約受付システム、無料公衆無線LAN、多言語音声ガイド機器やキャッシュレス端末の導入など

▶補助率 補助率は補助対象経費の3分の2(上限額は50万円)※予算額に達した時点で募集終了

▶申し込み・問い合わせ 行田市観光協会(商工観光課内・内線375)



新しい国民健康保険被保険者証を発送します

7月31日で有効期限切れとなる国民健康保険被保険者証(保険証)および高齢受給者証の更新に伴い、新しい保険証(70歳以上75歳未満の方は保険証兼高齢受給者証)を簡易書留郵便で発送します。発送は7月3日から開始し、7月31日までに該当世帯へ順次お届けされる予定です。郵便都合により到着が遅くなる地域もありますが、お待ちいただきますようお願いいたします。

なお、8月1日以降に医療機関で診察を受けるときは、必ず新しい保険証(ピンク色)を提示してください。また、古い保険証(グレー色)は各自で処分してください。

保険証と高齢受給者証が1枚になります

70歳以上75歳未満の方は、これまで保険証とは別に「高齢受給者証」が交付され、医療機関受診時には保険証とともに提示する必要がありましたが、8月1日から保険証と高齢受給者証が一体化され、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」として1枚になります。

8月1日からの医療機関受診に際しては、今回お送りしている新しい保険証兼高齢受給者証1枚のみをご提示ください。

加入・喪失の手続きはお早めに

国民健康保険(国保)に加入するときや、職場の健康保険に加入したときなどは、届け出が必要です。届け

出は本人と同じ世帯の方が行うこともできます。

加入は届け出の日からではなく、職場の健康保険を脱退した日までさかのぼります。届け出が遅れると国民健康保険税も加入月までさかのぼって課税となり、1回の支払い額が高額になることがあります。

また、国保の資格を喪失しているにもかかわらず、国保の保険証を提示し診察を受けた場合は、国保が負担した診療費を返金していただくことになります。

▶加入手続きに必要なもの

- 職場の健康保険をやめたことが分かる証明書
- 手続きに来られる方の本人確認書類(運転免許証など)
- マイナンバー(個人番号)が分かるもの

▶喪失手続きに必要なもの

- 職場の保険証
- 国保の保険証
- 手続きに来られる方の本人確認書類(運転免許証など)
- マイナンバー(個人番号)が分かるもの

▶問い合わせ 保険年金課国保担当(内線271・272・273)

通院・入院時の医療費と食事代の窓口負担額が減額されます

国民健康保険に加入している方

70歳未満の方および70歳以上で医療費の負担割合が3割の方が通院・入院する際、事前に申請すると「限度額適用認定証」が交付され、1カ月につき1医療機関での窓口負担が自己負担限度額までとなります。また、市民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も併せて減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

※有効期限が令和2年7月31日の認定証をお持ちの方で、引き続き減額の適用を受ける場合は、改めて申請が必要となります。

▶申請に必要なもの

- 国民健康保険被保険者証
- 手続きに来られる方の本人確認書類(運転免許証など)
- マイナンバー(個人番号)が分かるもの
- 印鑑

後期高齢者医療に加入している方

市民税非課税世帯の方は、事前に申請すると「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、1カ月につき1医療機関での窓口負担が自己負担限度額までとなり、食事代も併せて減額されます。また、医療費の負担割合が3割の方も、事前申請により「限度額適用認定証」が交付されます。

※有効期限が令和2年7月31日の認定証をお持ちで8月以降も適用になる方は、7月中に新しい認定証をお送りします。

▶申請に必要なもの 後期高齢者医療被保険者証

▶問い合わせ 国民健康保険については保険年金課国保担当(内線271・272・273)、後期高齢者医療については同課医療担当(内線226・227)

令和2年度国民健康保険税納税通知書を発送します

国民健康保険に加入している方に「令和2年度国民健康保険税納税通知書」を7月中旬ごろに発送します。国民健康保険税の納め方は、普通徴収(口座振替または納付書)と特別徴収(年金天引き)があります。

また、今年度から次のとおり保険税率などが改正されています。

医療分(4方式から2方式へ)

保険税の構成内容	改正前	税率など改正後(R2年度)
所得割	6.1パーセント	7.2パーセント
均等割	11,000円	24,000円
資産割	32パーセント	廃止
平等割	17,000円	廃止
賦課限度額	58万円	61万円

▶問い合わせ 保険年金課国保担当(内線271・272)

後期高齢者支援分

保険税の構成内容	改正前	税率など改正後(R2年度)
所得割	2.2パーセント	2.2パーセント(変更なし)
均等割	9,000円	9,000円(変更なし)
賦課限度額	19万円	19万円(変更なし)

介護保険分※40歳以上65歳未満

保険税の構成内容	改正前	税率など改正後(R2年度)
所得割	1.4パーセント	1.6パーセント
均等割	7,000円	10,000円
賦課限度額	16万円	16万円(変更なし)

特定健康診査・後期高齢者健康診査が始まります

生活習慣病の発症や重症化を予防するための健診です。生活習慣病は、自覚症状なく進行し、脳梗塞や心筋梗塞などを突然発症して重篤になることもあります。また、発見が遅れて重症化すると、将来多額の医療費がかかることもあります。年1回の健診で自分の体を知り、健康寿命を延ばしましょう。

なお、例年6月から開始していましたが、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえ、7月1日から開始することとしました。そのため、受診券を6月下旬に対象の方へ送付しました。

▶受診期間 7月1日(水)～令和3年2月27日(土)

▶場所 市内指定医療機関(詳細は受診券に同封のパンフレットを参照)

▶対象・自己負担額

健診名	対象	自己負担額
特定健康診査	令和2年4月1日までに市国民健康保険の加入手続きをされた方で、40～74歳の方	【70歳未満の方】500円 【70歳以上の方】無料 ※市・県市民税非課税世帯の方は、事前申請により費用が免除になります。被保険者証と受診券をご持参ください。
後期高齢者健康診査	埼玉県後期高齢者医療制度にご加入の方	無料

※健診の結果に応じて医師により治療が必要と判断された場合、治療にかかる費用は自己負担となります。

▶その他

- 特定健康診査・後期高齢者健康診査と市の助成を受ける人間ドック(併診ドック)の両方を受検することはできません。
- 今年度内に75歳になる方は、特定健康診査は75歳の誕生日の前日までしか受診できません。75歳の誕生日以降は後期高齢者健康診査を受診してください。

▶申し込み 市内の実施医療機関へ予約し、被保険者証と受診券を持参の上受診してください。なお、受診券が届かない場合や、4月2日以降に行田市国民健康保険に加入手続きをした方で特定健康診査の受診を希望する方は、被保険者証を持参の上、保険年金課へお越しください。

▶問い合わせ 特定健康診査については同課国保担当(内線271・272・273)、後期高齢者健康診査については同課医療担当(内線227)

子ども未来審議会の 委員を募集します

行田市子ども未来審議会は、市民の皆さんや子ども・子育てに関する機関の皆さんが委員として出席し、児童福祉や子ども・子育て支援に関して調査審議することを目的に開催するものです。

このたび、行田市子ども未来審議会委員を募集しますので、ぜひご応募ください。

- ▶**応募資格** 次の全てに該当する方
- ・市内在住の満20歳以上の方で、平日の日に開催する会議(年4回程度)に出席できる方
 - ・児童福祉や子ども・子育て支援に関心をお持ちの方

ただし、次に該当する方は応募できません。

- (1) 応募日現在、本市の他の審議会などの委員となっている方
- (2) 市職員および市議会議員

- ▶**募集人数** 3人
- ▶**任期** 委嘱の日から2年
- ▶**応募方法** 住所、氏名、年齢、性別、電話番号、勤務先(または学校名)、本市の児童福祉や子ども・子育て支援についての考え(400字程度)を記入した書類(様式自由)を、7月17日(金)(必着)までに持参または郵送により提出してください。
- 【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市子ども未来課
- ▶**選考結果** 書類選考の上、結果は応募者全員に通知します。
- ▶**問い合わせ** 同課子ども未来担当(内線292)

児童扶養手当および 特別児童扶養手当の現況届・ 所得状況届の提出をお願いします

児童扶養手当および特別児童扶養手当を受給されている方は、現況届または所得状況届を提出する必要があります。該当する方には案内の書類を送付しますので、期間内に必ず提出してください。

- ▶**受付期間** 【児童扶養手当】8月3日(月)～31日(月)
【特別児童扶養手当】8月12日(水)～9月11日(金)
- ▶**受付時間** 【月～金曜日】午前8時30分～午後5時15分(祝日を除く)
【日曜日】午前8時30分～正午
- ▶**場所** 子ども未来課
- ▶**問い合わせ** 同課給付担当(内線292)

8月の預かり保育は 学童保育室で行います

夏休み期間を含む8月に、学童保育室の入室を希望される方は、期限までに申請してください。

- ▶**場所** 市内学童保育室(定員に空きのある学童保育室の入室となるため、学区外になる場合があります)
- ▶**利用料** 0円～9,000円(所得に応じた階層別利用料)
- ▶**申請方法** 子ども未来課で配布している申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要書類を添付の上、7月20日(月)までに同課へ提出してください。

- ▶**注意事項**
- ・次の利用基準に該当する方が申し込みできます。

利用基準

- ①勤務終了時間が午後3時より遅いこと
- ②勤務日数が月平均15日以上であること
- ③保育が可能な同居(同敷地内)の親族がいないこと
- ④自宅における保育が難しいこと(家族の病気や介護などを含む)

- ・申請書類に基づき審査を行い、優先度の高い方から順に利用を決定します。
 - ・学童保育室の利用に際しては、保護者による送迎となります。学区外の学童保育室を利用する場合の登校日における送迎も同様です。
 - ・2学期以降も引き続き学童保育室を利用できますが、原則保護者による送迎となります。
 - ・例年、夏休み期間に実施している「うきしろのまち子どもの家事業」は実施しません。
- ▶**問い合わせ** 同課子ども未来担当(内線262)

ひとり親家庭等児童養育手当の 現況届の提出をお願いします

ひとり親家庭等児童養育手当を受給されている方は、現況届を提出する必要があります。該当する方には案内の書類を送付しますので、期間内に必ず提出してください。

- ▶**受付期間** 8月3日(月)～31日(月)
- ▶**受付時間** 【月～金曜日】午前8時30分～午後5時15分(祝日を除く)
【日曜日】午前8時30分～正午
- ▶**場所** 子ども未来課
- ▶**問い合わせ** 同課給付担当(内線292)

後期高齢者歯科健診を 受けましょう

生涯にわたって自分の口で食事や会話を楽めるよう、市では後期高齢者向けの歯科健診を実施しています。この機会に自身のお口の健康を見直してみませんか。

- ▶**期間** 7月1日(水)～令和3年1月30日(土)
- ▶**対象** 後期高齢者医療保険制度に加入している方(長期入院中の方や施設入所されている方は対象外)
※昭和14年4月2日～昭和15年4月1日生まれの方および昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生まれの方には、埼玉県後期高齢者医療広域連合から歯科健診の案内が届きます。確認の上、受診してください。

- ▶**費用** 無料(2回目以降は自己負担)
- ▶**その他** 健診の結果、治療が必要と判断された場合には、別途治療費がかかります。
- ▶**申し込み** 直接または電話で保険年金課へ申し込みください。受診を希望される方に、「受診票・問診票」を交付します。その後、市内の実施医療機関に直接申し込みください。実施医療機関一覧は、受診票・問診票と併せてお渡します。
- ▶**問い合わせ** 同課(内線271・272・227)

行田市地域包括支援センター 運営協議会の委員を募集します

市では、高齢者の総合相談やケアマネジメント(対応調整)を行う地域包括支援センターを4カ所設置していますが、センターの適切な事業運営を図る必要があることから、毎年度運営協議会を開催し、事業計画および事業報告の検証、評価を行っています。

については、皆さんの意見を反映するため、次のとおり運営協議会の委員を募集します。

- ▶**応募資格** 本市に住所を有し、平日昼間の会議に出席できる方。ただし、すでに本市の審議会の委員になっている方は応募できません。
- ▶**募集人数** ・介護保険の第1号被保険者(65歳以上の方)…1人
・介護保険の第2号被保険者(40歳以上64歳以下の方)…1人
- ▶**任期** 2年間
- ▶**応募方法** 住所、氏名、年齢、電話番号を記入した書類(様式自由)を7月31日(金)(必着)までに持参または郵送により提出してください。
- 【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市高齢者福祉課
- ▶**選考方法** 抽選により決定します。
- ▶**問い合わせ** 同課地域包括ケア担当(内線338)

後期高齢者医療制度に 加入している方へ

後期高齢者医療被保険者証が8月1日に更新となることから、新しい保険証を7月中にお送りします。

医療機関などの窓口で支払う一部負担金の負担割合は、市民税の課税所得により1割または3割となります。

このうち負担割合が3割の方(課税所得145万円以上の被保険者が同一世帯にいる方)で、次に該当する場合、申請により負担割合が1割となりますので、7月31日(金)までに保険年金課へ申請してください。

なお、8月以降の申請による負担割合の変更は、申請した月の翌月1日からの適用となります。

- ▶**申請により負担割合が1割となる場合**
【同じ世帯に被保険者が2人以上】
被保険者の令和元年中の収入合計額が520万円未満
【同じ世帯に被保険者が1人で、次のいずれかに該当】
- ①被保険者本人の令和元年中の収入額が383万円未満
 - ②①に該当しない方で、70～74歳の方(後期高齢者医療制度の被保険者を除く)を含めた世帯の令和元年中の収入合計額が520万円未満
- ▶**申請に必要なもの**
- ・後期高齢者医療被保険者証
 - ・確定申告の写しなど収入が確認できる書類
- ▶**問い合わせ** 同課医療担当(内線226・227)

水中で楽しく介護予防 アクアフィットネス教室

- ▶**日時** 8月19日～9月16日の毎週水曜日(全5回)午後3時20分開始
※午後3時から受け付け
- ▶**場所** 行田市民プール
- ▶**内容** 膝や腰への負担が少ない水中でウォーキングや筋トレなどの体操を行う。
- ▶**対象** 次の条件を全て満たしている方
- ①おおむね65歳以上で、市内在住の方
 - ②医師などから運動制限を受けていない方
 - ③本事業に一度も参加したことがない方
※参加したことがある方でも、一度も参加したことがない方を紹介した場合は参加可。
- ▶**定員** 20人(先着順)
- ▶**参加費** 無料※ロッカー利用料1回50円
- ▶**その他** 安全に運営するため、体調面の理由などにより参加をお断りする場合があります。
- ▶**申し込み・問い合わせ** 8月5日(水)までに直接高齢者福祉課地域包括ケア担当(内線278)

ご活用ください 耐震診断・耐震改修補助制度

県では、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建築物のうち、診療所や店舗、福祉施設など多くの方々が利用する建物で一定規模以上の建築物に対して、耐震診断、耐震補強設計および耐震改修工事の費用の一部を補助しています。

▶問い合わせ 県建築安全課 ☎048-830-5527



ご活用ください 建築物のアスベスト対策補助制度

県では、民間建築物のアスベスト対策として、アスベスト含有の恐れのある吹付け材の含有調査および吹付けアスベストの除去などの工事に対する費用の補助をしています。

▶問い合わせ 県建築安全課 ☎048-830-5525

夏のエコライフDAYに ご参加ください

「1日環境に良いことをする日」を決めて、チェックシートを基に、省エネ・省資源など環境に配慮した生活を送るエコライフDAY。市では、参加する自治会、団体、企業を募集しています。エコライフDAYに参加して、今のライフスタイルを見直してみませんか。

▶対象 参加者3人以上の自治会、団体、企業
▶その他 個人で参加される場合は、環境課または各公民館で配布しているチェックシートに記入してください。7月31日(金)までに同課に持参するか行田環境市民フォーラムの協力により各公民館に設置している回収ボックスに提出してください。

▶申し込み・問い合わせ
同課環境政策担当 ☎556-9530



空き家・空き地の管理は適正に

空き家や空き地をお持ちの方は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適正に管理をしましょう。

適正な管理の参考例

- ・敷地内の雑草の除去や、樹木の伐採などを定期的に行う。
- ・不審者や動物が侵入できないよう、施錠を行う。
- ・強風や大雨、台風に合わせて、飛散防止措置を行う。

なお、空き家や空き地を売りたい・貸したい場合には、「行田市空き家等バンク」をご活用ください。市と協定を締結した宅地建物取引業者の協会が、売買契約の仲介や活用相談に応じます。

▶問い合わせ 建築開発課建築指導担当(内線5616)



夏季の節電をお願いします

今年の夏の気温は平年並みまたは平年よりも高いという予報が発表となり、今年も厳しい暑さが予想されます。熱中症などの体調管理に十分気を付けながら、無理のない範囲で節電へのご協力をお願いします。

節電は地球環境に優しいだけでなく、電気料金が抑えられる家計にも優しい取り組みです。家庭でもできる簡単なことから節電を始めてみませんか。

家庭のできる節電対策

- ・エアコンを使用する場合は28度を目安にし、設定温度を上げてみましょう。扇風機や送風機を併用すると、冷房効率が上がり、より効果的です。
- ・使用していない照明を小まめに消しましょう。
- ・長時間使用していない電気製品のプラグをコンセントから抜きましょう。

▶問い合わせ 環境課環境政策担当 ☎556-9530



行田市の職員と一緒に働きませんか ～令和3年度採用職員を募集します～

募集職種	募集人数	応募要件(学歴、資格、年齢要件など)	
一般事務職	15人程度	学校教育法に定める大学・短期大学(修業年限2年以上の専門学校を含む)・高等学校を卒業した方または令和3年3月31日までに卒業見込みの方	【大学卒】平成6年4月2日～平成11年4月1日に生まれた方 【短大卒】平成8年4月2日～平成13年4月1日に生まれた方 【高校卒】平成10年4月2日～平成15年4月1日に生まれた方
消防職(救急救命士有資格者を含む)	3人程度		
一般事務職(障がい者)	若干名	次の全ての要件に該当する方 ・身体障害者手帳、療育手帳、児童相談所などから知的障害者であるとの判定書または精神障害者福祉手帳の交付を受けている方 ・週5日間、週38時間45分の職務の遂行が可能な方 ・活字印刷文による出題および口述試験に対応できる方	平成2年4月2日～平成15年4月1日に生まれた方
土木技術職	若干名	学校教育法に定める大学・短期大学(修業年限2年以上の専門学校を含む)・高等学校で、土木の専門課程を専攻し卒業した方または令和3年3月31日までに卒業見込みの方	【大学卒】昭和60年4月2日～平成11年4月1日に生まれた方 【短大卒】昭和60年4月2日～平成13年4月1日に生まれた方 【高校卒】昭和60年4月2日～平成15年4月1日に生まれた方
		1級または2級土木施工管理技士の資格を有する方	昭和60年4月2日以降に生まれた方
建築技術職	若干名	学校教育法に定める大学・短期大学(修業年限2年以上の専門学校を含む)・高等学校で、建築の専門課程を専攻し卒業した方または令和3年3月31日までに卒業見込みの方	【大学卒】昭和60年4月2日～平成11年4月1日に生まれた方 【短大卒】昭和60年4月2日～平成13年4月1日に生まれた方 【高校卒】昭和60年4月2日～平成15年4月1日に生まれた方
		1級または2級建築士の資格を有する方	昭和60年4月2日以降に生まれた方
保育士	若干名	保育士の資格を有する方または令和3年3月31日までに資格を取得できる見込みの方	平成2年4月2日以降に生まれた方

※募集人数は、欠員状況により変更になる場合があります。

※詳細は、市ホームページや人事課で配布している採用試験受験案内をご覧ください。

▶試験日 9月20日(日)※予備日は10月18日(日)

▶試験会場 行田グリーンアリーナ、「みらい」、市役所で実施予定

▶申し込み 受験申込書に必要事項を記載し、必要書類を添付した上で、7月1日(水)～31日(金)(消印有効)に郵送または持参により提出してください。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、できるだけ郵送での申し込みをお願いします。

【郵送・持参】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市人事課

▶その他 郵送する封筒に「受験案内請求(〇〇)」または「受験申し込み(〇〇)」(〇〇には希望職種を記入)と記載の上、請求者(申込者)の住所を明記した返信用封筒(角形2号、120円分の切手を貼付)を同封してください。試験日当日は、新型コロナウイルス感染拡大防止に十分配慮した上で実施します。

▶問い合わせ 同課人事給与担当(内線208)

納期のお知らせ (7月分)

固定資産税・都市計画税・・・2期
国民健康保険税・・・・・・・1期
介護保険料・・・・・・・1期
後期高齢者医療保険料・・・・1期

納期限 7月31日(金)

- 市税などの納付には、「安心！ 確実！ 便利！」な口座振替をご利用ください。
- 納付の相談は随時収納課で実施しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により事業などにかかる収入に相当の減少があった方に対し、徴収猶予の特例の制度が適用となる場合があります。詳しくは収納課へご相談ください。

▶問い合わせ 同課収納担当(内線 236・237)



HACCP(ハサップ)の準備はお済みですか

食品衛生法の改正により、全ての食品関係施設で令和3年5月末日までにHACCP(衛生管理の方法)の導入が義務付けられています。完全義務化まであと1年を切りました。

HACCPの実施は難しくありません。不明な点がございましたら、問い合わせください。

▶問い合わせ 加須保健所 ☎0480-61-1216

薬物乱用防止を推進する 『ダメ。ゼッタイ。』普及運動を実施しています

大麻・覚せい剤・麻薬・危険ドラッグなどの薬物乱用は、個人の問題にとどまらず、社会全体に計り知れない危害をもたらします。

薬物乱用は自分の人生だけでなく、家族など周りの人たちの人生までも狂わせてしまいます。「ちょっとなら…」といった甘い考えは命取りです。絶対に手を出さないでください。

また、薬物乱用のない社会を実現するためには、皆さんの薬物乱用防止に対する理解が必要です。県では、薬物乱用防止を呼び掛ける街頭キャンペーンおよび薬物乱用防止のために国連を支援する募金活動を中心とした「彩の国さいたま『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」を7月19日(日)まで実施しています。正しい知識を身につけ、薬物乱用を根絶しましょう。薬物で困っている方は加須保健所へご相談ください。

▶問い合わせ 加須保健所 ☎0480-61-1216

各種相談 (7月15日～8月14日)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応するため、急きょ中止または延期とする場合があります。

相談	場所	期日	時間	問い合わせ
法律(予約制)	産業文化会館 2階会議室	7月28日(火) ※予約は7月1日(水)から 8月13日(木) ※予約は7月15日(水)から	午前9時30分～正午 午後1時30分～4時	地域づくり支援課 (内線252)
行政機関に対する意見・要望	産業文化会館 2階会議室	7月20日(月)	午後1時30分～3時30分	
消費生活 多重債務	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時30分～正午 午後1時～3時30分	消費生活センター (内線495)
結婚	VIVAぎょうだ	8月9日(日)	午前10時～正午	NPO法人行田結婚支援センター ☎090-2416-9692
不動産	市役所	7月15日(水)	午前9時～11時30分	公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会北埼玉支部 ☎562-5900
相続、遺言、離婚、日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	8月12日(水)※予約制	午後1時～4時	埼玉県行政書士会埼玉支部 ☎564-0104
夫婦関係・DVなど(予約制)	VIVAぎょうだ	毎週金・土曜日 ※土曜日は市内在住の方を対象に電話相談も受け付けます。	午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時)	VIVAぎょうだ ☎556-9301
内職	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時～午後5時	商工観光課(内線383)
人権	忍・行田公民館	8月12日(水)	午後1時30分～3時30分	人権推進課(内線221)
税務(予約制)	関東信越税理士会行田支部(市役所前)	毎週水曜日(祝日などを除く) ※予約受け付けは毎週月・水・金曜日(祝日などを除く)の午前10時30分～午後3時30分	午後1時～4時	関東信越税理士会行田支部 ☎554-1411
夜間の納税相談	市役所	毎週火曜日(祝日を除く)	午後5時15分～7時	収納課(内線236・237)
水道料金の夜間納付	水道庁舎(前谷)	7月21日(火)、8月4日(火)	午後5時15分～7時	水道課 ☎553-0131

放射線量の測定値

・測定箇所 行田消防署本署地内 ・測定高 1メートル
6月14日(日) 午前9時 0.07マイクロシーベルト(曇り) 午後3時 0.06マイクロシーベルト(曇り)

7月1日からレジ袋の有料化が始まります

7月1日から、全国でレジ袋(プラスチック製買物袋)の有料化が始まります。これは、普段何気なくもっているレジ袋を有料化にすることで、それが本来に必要なかどうか考えることなどを目的としています。

皆さんも、レジ袋有料化をきっかけに、自身のライフスタイルを見直し、エコバッグを持ち歩くなどできることからプラスチックを賢く使う工夫をしてみましょう。

▶問い合わせ レジ袋有料化に関する相談窓口

【消費者向け】 ☎0570-080180 【事業者向け】 ☎0570-000930



リサイクル推奨店をご利用ください

市では、ペットボトルや食品トレーなどを店頭回収している市内の大型スーパーを「行田市リサイクル推奨店」として認定、応援しています。各認定店舗のルールを守り、買い物の際などにご活用ください。また、認定活動は引き続き実施していますので、認定を希望される店舗は環境課までお問い合わせください。

※○印が回収品目

店舗名(所在地)	・ペットボトル ・トレー(白色) ・アルミ缶 ・牛乳パック	トレー (白物以外 ※透明トレーは不可)	ビン	スチール缶	・ダンボール ・新聞 ・雑誌 ・雑がみ	レジ袋	乾電池
Big House行田店(門井町1-35-5)	○	○		○			
ペイシア行田店(持田1080)	○			○			
ベルク行田城西店(城西4-4-1)	○	○	○	○	○	○	○
ベルク行田長野店(長野1-49-1)	○	○	○	○		○	○
ベルク行田南店(緑町2-33)	○	○	○	○	○	○	○
マミーマート行田谷郷店(谷郷2-13-24)	○	○	○	○			
ヤオコー行田門井店(門井町2-12-17)	○	○				○	
ヤオコー行田藤原店(藤原町2-1-6)	○			○			

▶注 意 家庭ごみなどは回収していません。ペットボトルや食品トレーなどは軽くすすぎ、汚れを落としてから回収ボックスに入れてください。

▶問い合わせ 同課環境業務担当 ☎556-9530



▼問い合わせ 環境課環境業務担当 ☎556-9530

さしあげます

▷ 車用チャイルドシート ▷ スーツケース ▷ ベビーベッド
▷ 荒縄

ゆずってください

▷ スウィングベッド ▷ 電子レンジ ▷ 電気ケトル ▷ 卓上ミシン
▷ ベビーベッド ▷ リヤカー ▷ 睡蓮鉢 ▷ チェーンソー
▷ 農業用マルチャー ▷ エアコン ▷ 空気清浄機 ▷ テレビ台
▷ 子ども乗せ自転車 ▷ 額縁(油絵用) ▷ 農業用芝刈機
▷ 補助輪付き自転車 ▷ 綿繰り機 ▷ 扇風機

不用品情報(無料)

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制で、紹介後は個人間のやり取りとなります。また、やり取りは無料で、登録期間は3カ月です。なお、写真がなくても登録はできますが、写真を提供していただける方は、登録受け付けの際、その旨を申し出てください。

毎日5分から続けるホームトレーニング講座 健康づくりチャレンジポイント事業・ 健康づくりマイスター養成事業対象講座

日時 7月29日(水)午前10時～11時30分(午前9時45分から受け付け)

場所 行田グリーンアリーナ2階研修室

内容 自宅で手軽に行える効果的なホームトレーニングについて、県民健康福祉村の健康運動指導士による講話および実践的な実技を交えながら学習する。

対象 市内在住の方

定員 30人(先着順)

参加費 無料

持ち物 筆記用具、室内用運動靴、水分補給できるもの、タオル、健康づくりチャレンジポイントのリーフレット(お持ちの方)、マスク

申し込み 直接または電話で保健センター

健康づくりマイスター養成事業

保健センターでは、市民の皆さんが楽しく、継続的に健康づくりに取り組める機会としてさまざまな「健康づくりのための教室」を実施しています。

令和2年度から健康づくりのための教室を同年度中に6講座以上受講し、認定条件を満たした方を「健康づくりマイスター」として認定します。

自分のため、家族のため、地域のために健康づくりマイスターを目指しませんか。

- 認定条件**
- ①対象講座を6講座以上受講すること
 - ②健康づくりチャレンジポイント事業に参加すること
 - ③非喫煙者であること(参加中に禁煙に取り組んだ場合も可)
- その他** 初回参加時にスタンプカードを交付します。
- 申し込み** 受講を希望する講座ごとに、直接または電話で同センター

もの忘れ検診を受けましょう

65歳未満の方が発症する若年性認知症は、進行してからようやく認知症だと分かることが多いため、診断が遅れてしまう傾向にあります。認知症は、早期発見・早期治療をすれば、進行を遅らせることができるものです。ぜひ、この機会に医療機関でもの忘れ検診を受けてみましょう。

- 期間** 令和3年2月27日(土)まで
- 対象** 本市に住居登録があり、次に該当する年齢の方(当該疾患治療中の方を除く)

年齢(令和3年3月31日現在)	生年月日
50歳	昭和45年4月2日～昭和46年4月1日
55歳	昭和40年4月2日～昭和41年4月1日
60歳	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日
65歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日
70歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日

- 内容** 問診、浦上式検査(医師の質問に答える検査法)
- 費用** 無料
- 受診方法** 高齢者福祉課に直接または電話で申し込み、「行田市もの忘れ検診受診票」の交付を受けてください。受診票の交付を受けた後、市が指定する実施医療機関に予約し、受診してください。



▶実施医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
医)千寿会 赤井胃腸科	門井町2-10-32	553-2233
荒木医院	真名板2065	559-3102
医)基信会 池畑クリニック	宮本16-1	556-2295
医)行仁会 加藤内科医院	旭町3-2	556-3253
医)川島会 川島胃腸科	佐間1-18-39	553-0001
医療生協さいたま行田協立診療所	本丸18-3	556-4581
医)壮幸会 行田総合病院	持田376	552-1111
医)社団清幸会 行田中央総合病院	富士見町2-17-17	553-3360(予約センター)
医)社団 栗原医院	本丸11-35	556-2272
なすクリニック	忍2-19-1 清水ビル1階	550-4000
医)社団俊英会 根本医院	行田10-22	555-1261
医)結び会 松原医院	長野1-31-10	553-6700
医)悠希会 南川げんきクリニック	小見1400-1	554-8835
やまかわ内科クリニック	香里山町18-6 マルオカビル2階	564-1488
医)社団グリーンハート 吉田記念山本クリニック	埼玉4719	558-3507

▶申し込み・問い合わせ 同課地域包括ケア担当(内線278)



保健案内

保健センター
長野2-3-17
TEL:553-0053
FAX:555-2551



新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応するため、保健センターで行われる事業は急きょ中止または延期する場合があります。最新情報は市ホームページでお知らせします。

子どもの健康

赤ちゃんクラス(申し込み不要)

日時 8月6日(木)午前10時～11時30分

対象 4カ月未満のお子さんとその保護者

内容 お子さんの体重測定や育児相談

離乳食(初期)教室(要申し込み)

日時 7月21日(水)午前10時30分～11時30分(午前10時15分から受け付け)

対象 4～6カ月のお子さんとその保護者(保護者のみの参加可)

離乳食(後期)教室(要申し込み)

日時 7月22日(木)午前10時30分～11時30分(午前10時15分から受け付け)

対象 9～11カ月のお子さんとその保護者(保護者のみの参加可)

乳幼児健診など

事業名 4カ月児健診、離乳食(初期)教室、10カ月児相談、1歳6カ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診

その他 対象者には通知します。転入されたお子さんで、前住所地で受診していない方は保健センターにご連絡ください。

在宅医療窓口

「病気があるが、足が不自由で通院できない」「寝たきりの家族がいて床ずれが心配」などの相談があるとき

・行田市在宅医療・介護連携支援センター
☎553-2003

・相談時間 午前9時～午後5時
※土・日曜日、祝日、年末年始などを除く

「歯科医院への通院が困難」「訪問歯科診療を行っている歯科医院が知りたい」などの相談があるとき

・在宅歯科医療推進窓口 ☎080-1391-8020
・相談時間 午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く) ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

おとなの健康

健康相談(要申し込み)

日時 7月22日(水)
※時間は申し込みの際にお知らせします。

場所 保健センター

風しんの追加的対策のお知らせ

厚生労働省では、昨年度(令和元年度)から3年間、予防接種法による風しんの定期予防接種を受ける機会が一度もなかった方に対してクーポン券を発行します。令和4年3月末までの間に風しん抗体検査を受け(原則無料)、その結果十分な量の抗体がない方を予防接種(無料)の対象とする風しん追加的対策を始めました。

- 対象** 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性
- ①令和2年度(2020年度)クーポン券交付となる方
昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの男性(5月末に送付済み)
 - ②昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性(令和元年5月末に送付済み)
 - ③上記①および②に該当する方で転入された方(風しん抗体検査などを前住所地で受けていない方)およびクーポン券を紛失された方は、保健センターにお問い合わせください。

休日急患診療

休日や祝日の急な病気やけがのときは次の医療機関をご利用ください。

期日	医療機関名	電話番号
7月19日(日)	清幸会行田中央総合病院	553-2000
7月23日(木)	清幸会行田中央総合病院	553-2000
7月24日(金)	壮幸会行田総合病院	552-1111
7月26日(日)	壮幸会行田総合病院	552-1111
8月2日(日)	清幸会行田中央総合病院	553-2000
8月9日(日)	壮幸会行田総合病院	552-1111
8月10日(月)	壮幸会行田総合病院	552-1111

診療時間 午前10時～午後5時

診療科目 内科、小児科、外科

※医療機関が変更されることがありますので、事前に問い合わせください。

#7119(365日24時間対応)

病院に連れて行こうか迷ったときや受診できる医療機関を知りたいときの全国共通ダイヤルです。また、県では、「埼玉県AI救急相談」を実施しています。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/aikyukyu.html>

ぎょうだの会社を クローズアップ!!

有限会社ティータック フェラーリを通じて子供たちに夢を



会社プロフィール

代表取締役 小暮 高夫
 【事業内容】 自動車のアフターパーツの
 企画開発、販売、資料館の
 運営
 【所在地】 下池守645-5

高級車で有名なフェラーリは、日常生活であまり目にする機会がないかもしれませんが、しかし、実物が見られる資料館が市内にあるのを存じますか。今回はそんな資料館を運営する「有限会社ティータック」をご紹介します。

平成10年、当時サラリーマンだった現・代表取締役の小暮高夫さんは40歳を迎えました。このまま仕事を続けるか悩んだ結果、学生の頃から夢であった自動車関係の仕事にどうしてもチャレンジしたいと一大決心して独立。南河原地区で同社を創業し、平成14年に現在の場所に工場を構えました。同社は主にマフラーやホイールなどのアフターパーツを企画開発してお客さんに提供しています。さらに通信販売を利用し、広域的に事業を展開すると、全国各地から注文の連絡が届くようになりました。小暮さんは宇宙産業で有名なチタニウムを使ったマフラーの製造に成功。この高い技術力はドイツの自動車メーカーのポリシェにも商品を届けたほどです。同社のこだわりは顧客に一方的なセールスはせず、複数の要望の中で何に重点を置いているのか

資料館スペースでは、フェラーリ本体以外に多くのパーツや書籍などが整然と展示されており、見学者を惹きつけます。「昔と比べると、市の産業も車関係が増えていきます。未来を担う子供たちに自動車産業に興味を持ってもらうには小さい頃から良いものを実際に見てもらいたいことです。ぜひ見学して感性を磨いてもらいたいですね」と小暮さんは熱い眼差しで語ります。

「この会社は子供たちに夢を持ってもらうために造りました。将来、どんな仕事に就くかを考える際に、昔見た格好い車を作りたいなどときっかけにつなげればうれしいです。そして行田で見た感動を忘れずに地元就職してほしいですね」と笑顔で話します。車を通じて子供たちの可能性を広げようとする「有限会社ティータック」には大きな期待が寄せられています。

※このコーナーで紹介する会社を募集しています。
 特色ある業務を行っている会社の情報を広報広聴課広報広聴担当(内線318)までお寄せください。

私の作品

俳句

荒木 野口 利夫
 未触るる風に色あり麦の秋

矢場 高田みつ子
 上毛三山三日続きの緑雨かな

持田 小倉 繁三
 モーツァルト聞かせて苺甘くなる

藤原町 上原ミサ子
 豪快に玄閑しきる君子蘭

城西 榊原しずか
 葛若葉腰で舵取る一輪車

富士見町 鈴木スイ子
 散りてなほ薔薇の花弁の重さかな

埼玉 萩原 増夫
 牡丹の庭に構えて空家かな

佐間 須永 節子
 命名の墨を濃くして子供の日

富士見町 森 節子
 心太咳き込む夫の老いを見ゆ

忍 大澤 由子
 馥郁な香りほのかに新走り

南河原 今村 文女
 老いて子に頼る暮しや夕端居

富士見町 江利川敏夫
 筆先の鈍る八十路や梅雨に入る

渡柳 川田 静江
 暦まだ白紙のまま夏に入る

城西 榊原しずか
 降る雨を丸めて遊ぶ蓮浮葉

谷郷 吉野 六郎
 畦塗りの弾む会話は田を跨ぐ

持田 園部 貞雄
 うぐいすの声惜しみなく父祖の墓

持田 伊藤 洋子
 若き日の友と逢う夢柿若葉

(三沢 一水 選)

○俳句応募方法 一人3句以内。毎月末日までに、住所、氏名(ふりがな)、電話番号を明記の上、はがき・封書で広報広聴課。なお、一部添削して掲載する場合がありますが、不要であれば「添削不要」と記載してください。

図書館だより

開館時間 午前9時～午後7時
 休館日 7月6日(月)・13日(月)・20日(月)・27日(月)・
 ・31日(金)、8月3日(月)・11日(火)
 ※休館中の圖書の返却はブックポストをご利用ください。

市立図書館 佐間3-24-7(「みらい」内) TEL:556-4227 FAX:555-3770 ホームページ:https://lib-gyoda-saitama.jp

新着図書

- ・恋愛未満 篠田節子/著
- ・柴犬さんのツボ 会えてよかった 影山直美/絵、文
- ・今日から使えるワークショップのアイデア帳 ワークショップ探検部/著
- ・ロウリーのいい子日記 ジェフ・キニー/作
- ・つるバラの選び方・育て方・仕立て方 村上敏/著、こだまともこ/訳

セカンドブック20冊が決まりました

小学1年生に「セカンドブック20冊」の中から1冊を選んでもらい、秋の読書週間にプレゼントする「行田市セカンドブック事業」。今年度のセカンドブックが決定しました。8月30日(日)まで図書館で展示をしていますので手に取ってご覧ください。



今月のおすすめDVD・CD

- <DVD>
- ・弟の夫
 - ・小さいうち
 - ・ハッピーエンドの選び方
 - ・カッレくんの冒険
 - ・ぼくと魔法の言葉たち
- <CD>
- ・WAKE UP エレファントカシマシ/演奏
 - ・STANDARD & BALLAD BEST 大橋トリオ/演奏
 - ・もう一度 大江光/作曲、荻野千里 他/演奏
 - ・ライブ:1962-1966 ボブ・ディラン/演奏
 - ・超入門ジャズ グレン・ミラー 他/演奏

サービスを一部緩和します

7月から開館時間を午後7時までにするなど、制限していたサービスを一部緩和します。詳細は図書館ホームページをご覧ください。

定例イベントを中止します

7月のイベントは全て休止させていただきますので、ご了承ください。

サマージャンボ宝くじ発売

今年のサマージャンボ宝くじは、1等・前後賞合わせて7億円。さらにサマージャンボミニが同時発売されます。

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

サマージャンボ宝くじ

- 1等…5億円×21本
- 前後賞…各1億円×42本
- ※発売総額630億円・21ユニットの場合

サマージャンボミニ

- 1等…1,000万円×80本
- ※発売総額240億円・8ユニットの場合

- ▶発売期間 7月14日(火)～8月14日(金)
- ▶発売場所 全国の宝くじ売り場および宝くじ公式サイト(https://www.takarakuji-official.jp/)
- ▶抽選日 8月21日(金)
- ▶問い合わせ (公財)埼玉県市町村振興協会 ☎048-822-5004

交通遺児等に援護一時金を給付します

埼玉県交通安全対策協議会では、県内在住の交通遺児等を対象に援護一時金を給付しています。交通遺児等とは、保護者が交通事故(陸海空全ての交通事故が対象)により、死亡または重い障害を負った18歳以下の方をいいます。

- ▶対象 平成31年4月1日以降、交通遺児等となった県内在住の18歳以下の方
- ▶給付額 対象者1人につき10万円(1回のみ)
- ▶給付時期 11月または令和3年5月
- ▶申請方法 市役所および学校などで配布する申請書類に必要事項を記入の上、持参または郵送により提出してください。
【持参・郵送】〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2-6-18 みずほ信託銀行浦和支店
- ▶申請期限 【11月給付分】8月31日(月)まで
【令和3年5月給付分】令和3年2月26日(金)まで
- ▶問い合わせ 県防犯・交通安全課 ☎048-830-2958



イベントなどの中止・延期情報

ご確認ください イベントなどの中止・延期情報

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止・延期となったイベントなどをお知らせします。
 なお、「市報ぎょうだ」の掲載の有無に関わらず、一部イベントなどが中止・延期となる場合がありますので、事前に各問い合わせ先にご確認ください。中止・延期が決定したイベントなどは、市ホームページに随時掲載していますので、ご覧ください。

中止となったイベントなど (6月18日現在)

開催日	名称	実施状況	問い合わせ
7月5日(日)	第23回行田蓮まつり	中止	蓮まつり実行委員会事務局(太田公民館) ☎559-4299、商工観光課(内線382)
	第23回ときめきレインボーフェスティバル	中止	ときめきレインボーフェスティバル実行委員会事務局(産業文化会館内) ☎556-6371
8月22日(土)・23日(日)	第27回市民祭・行田浮き城まつり	中止	浮き城まつり実行委員会(松井) ☎080-3150-7282、商工観光課(内線382)

イベント

夏休みの小学生に「行田フライ」の無料提供

▼期日 8月3日(月)・10日(月)・17日(月) ▼時間 午前11時～午後1時 ▼場所 行田ゼリーフライ本舗「たかお」(本丸1-14) ▼提供数 各回50食(先着順) ▼申・圃 7月15日(水)から電話で同店 ☎556-3610

相談

住まい相談プラザ

▼時間 午前10時～午後6時30分(年末年始を除く) ▼場所 JR大宮駅構内コンコース西口(さいたま市大宮区錦町630)
 ▼相談内容 リフォーム、マンション管理、法律相談など ▼相談方法 電話相談(当面の間) ▼相談無料 ▼その他 事前予約が必要です。詳細は県ホームページをご覧ください。
 ▼圃 埼玉県住宅供給公社 ☎048-658-13017



県ホームページ

行政書士無料相談会

▼日時 7月22日(水)午後1時～4時30分 ▼場所 商工会議所会議室(忍2-1-18 商工センター3階) ▼相談内容 埼玉県行政書士会埼玉支部の行政書士が、創業・事業運営、遺言・

2020年度 求人企業合同面接会

▼日時 8月26日(水)午後1時～4時(受け付けは正午～午後3時30分) ▼場所 ソニックシティビル4階市民ホール(さいたま市大宮区桜木町1-7-5) ▼対象 令和3年3月大学・短大・専門学校などの卒業予定者、3年以内の既卒者 ▼参加無料 ▼持ち物 履歴書を複数枚持参(当日会場でコピー可) ▼その他 参加企業の求人情報誌(参加企業一覽)を来場者全員に配布します。参加企業名は埼玉県雇用対策協議会ホームページに8月中旬ごろ掲載予定 ▼圃 同協議会 ☎048-647-4185



埼玉県雇用対策協議会ホームページ

街かどギャラリー レトロを楽しむ懐古展

▼日時 常時展示(中午前11時30分～午後2時※水曜日を除く) ▼場所 くりやらーめん店内(押上町15-1) ▼内容 ポスターや雑誌、玩具など懐かしのコレクション展示 ▼圃 栗原 ☎090-1535-4460

忍川クリーンアップ作戦

▼日時 7月17日(金)午前8時～9時※雨天中止 ▼場所 大長寺忍川側あずまや付近 ▼内容 栄橋から旭橋までの600メートル区間のごみを拾い、環境美化活動を行う。 ▼その他 汚れてもよい服装、長靴、運動靴でご参加ください。軍手、タオル、ビニール袋を配布します。
 ▼圃 行田市民大学同窓会忍川環境を守る会小林 ☎080-1095-3764

バレエスクール 研究発表会

▼日時 8月2日(日)午後2時開演(午後1時開場) ▼場所 産業文化会館ホール ▼内容

講座

在宅ワーカー育成セミナー「入門コース」

▼日時 8月7日(金)午前10時～正午(正午～午後1時にグループ相談会を実施) ▼場所 中央公民館第1学習室 ▼内容 在宅ワークを始めるための基礎知識や心構えを学ぶ。 ▼対象 在宅ワークに興味のある女性 ▼定員 24人(先着順) ▼参加無料 ▼持ち物 筆記用具 ▼主催 埼玉県、共催 行田市、ハローワーク行田他 ▼その他 2歳以上の未就学児を対象にしたひととき保育の申し込みは7月17日(金)まで。雇用保険を受給されている方でご希望の方には受講証明書を発行します。 ▼圃・圃 7月1日(水)から直接または電話でVIVAぎょうだ ☎556-9301 ※月曜日は休館

8月は平和月間です

平和展

▶日時 ①8月3日(月)午後1時～9時30分・4日(火)～10日(月)午前9時～午後9時30分※5日(水)は休館 ②8月1日(土)～16日(日)午前8時30分～午後5時15分
 ▶場所 ①コミュニティセンターみずしろギャラリー ②市役所玄関ロビー
 ▶内容 ①コミュニティセンターみずしろギャラリー ②市役所玄関ロビー

平和に関する上映会

▶日時 8月4日(火)・6日(木)・7日(金) 午後1時30分～3時30分
 ▶場所 コミュニティセンターみずしろギャラリー
 ▶内容 戦争を体験された方の話や朗読劇、アニメなど、平和や戦争テーマにしたDVDの上映。
 ▶その他 事前申し込み不要
 ▶問い合わせ 地域づくり支援課協働推進担当(内線253)

募集

第35回「浮き城のまち行田 少年の主張大会」参加者

▼開催日 11月7日(土) ▼応募要件 市内在住の小学5・6年生、中学生 ▼作文原稿量および意見発表時間 400字詰め原稿用紙3枚半程度とし、5分

広告

広告

令和2年度 行田市児童センタークラブ員

クラブ名	①将棋クラブ	②おひさまクラブ	③つくしんぼクラブ	④英語クラブA	⑤英語クラブB
日時	毎月第1・3土曜日 午前10時～11時30分	毎月第1土曜日 午後1時30分～2時30分	毎月第1土曜日 午前11時～11時30分	毎月第2土曜日 午後1時30分～2時5分	毎月第2土曜日 午後2時20分～2時55分
内容	将棋の技術習得・向上	リズムあそびなどを通じたコミュニケーション活動	親子でリズムあそび(幼児リトミック)	楽しく英語に親しむ	楽しく英語に親しむ
対象	小学生	障がいのある幼児・児童とその家族	年度内1・2歳児親子	小学1・2年生	小学3・4年生
定員	10人程度	10組程度	なし		

- ▶費用無料
- ▶その他 詳しい日程などは同センターホームページを参照してください。
- ▶申し込み ①・②は電話で児童センター(午前10時～午後5時30分) ③～⑤は毎回当日、同センターで参加受け付け
- ▶問い合わせ 同センター ☎554-5706

令和2年度「埼玉県介護職員
雇用推進事業等」参加者

県では、介護職を希望する方への研修および就労支援を行っています。

介護職員雇用推進事業

- ▼事業内容 介護職員初任者研修の受講から県内介護施設などへの就職までを支援します。
- ▼対象 介護の仕事をお探しの方(介護福祉士を除く)
- ▼介護助手の養成・確保
- ▼事業内容 県内介護施設などで介護助手として働くための研修の受講から就職までを支援します。
- ▼対象 介護の仕事を探しており、主に短時間の勤務を希望する60歳未満の方
- ▼事業委託元 県高齢者福祉課
- ▼その他 詳細は(株)シグマスタッフホームページをご覧ください。
- ▼問い合わせ (株)シグマスタッフ 大宮支店 ☎048-782-5173



(株)シグマスタッフ
ホームページ

(公財) 行田市産業・文化・スポーツいきいき財団

…申し込み・問い合わせ…

 産業文化会館 TEL. 556-6371 FAX. 556-6372	 商工センター TEL. 553-0510 FAX. 553-2021	 古代蓮会館 TEL. 559-0770 FAX. 559-0784	 行田グリーンアリーナ TEL. 553-3377 FAX. 553-0487
---	---	--	---

<http://www.ikiiki-zaidan.or.jp/index.html>

行田市観光大使
スマートフォンアプリ
「本日のおすすめ」 in 行田

- ▼日時 8月22日(土)午後5時30分
- ▼開演 産業文化会館
- ▼場所 産業文化会館
- ▼出演 根本要、佐橋佳幸、シークレットメンバーV OH林
- ▼入場料 全席指定6千円(税込) ※未就学児入場不可。
- ▼チケット取り扱い 【市民先行発売】 7月19日(日)午前10時から(予定枚数にな

古代蓮の里
バーベキュー広場

- ▼利用期間 9月5日～12月20日の各土・日曜日
- ▼利用時間 午前10時～午後3時 ※準備・片付けおよび管理人の立ち会い確認を含む
- ▼実施場所 古代蓮の里北側芝生広場
- ▼利用料金 1区画2千円(10人まで利用可)
- ▼予約方法 8月1日(土)から直接古代蓮会館(各日先着順) ※受付時間は休館日を除く午前9時～午後4時 ※空き状況の確認は電話での対応可
- ▼その他 申し込みおよび当日の利用は20歳以上の責任者を置き、バーベキュー広場利用同意書に同意が必要。バーベキュー用具や食材などは持参のこと。 ※使用燃料は炭のみ使用可(カセットコンロは使用可とするが空容器は持ち帰ること) ※酒類の持ち込みおよび飲酒は禁止。

商工センター音楽祭
涼風薫る
フルーツコンサート

- ▼日時 8月30日(日)午後2時開演(午後1時30分開場)
- ▼会場 商工センターホール
- ▼内容 フルート三重奏によるフ

商工センター映画祭

- ▼日時 7月18日(土)午後2時
- ▼上映 場所 商工センター
- ▼上映作品 「雨に唄えば」(上映時間102分)
- ▼定員 108人(先着順)
- ▼入場無料
- ▼その他 整理券はありません。直接会場へお越しください。

はにわづくり
出張講座

- ▼日時 8月10日(月)・23日(日)午前10時～午後3時(最終受け付けは午後2時30分)
- ▼場所 古代蓮会館工作室
- ▼対象 同館入館者
- ▼定員 各30人(先着順)
- ▼参加費 一人500円(オリジナルクリアファイル付き)
- ▼その他 はにわづくり体験のみの場合、入館料はかかりません。
- ▼申し込み 開催当日 随時受け付け



小柳ゆき
コンサート再延期

8月29日(土)に開催予定の「小柳ゆき〜2020 YUKI KOYANAGI 20th Anniversary Live〜」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、再延期とさせていただきます。楽しみにされていた皆さんには、大変ご迷惑をお掛けして誠に申し訳ありませんが、ご理解のほどよろしくお願ひします。

なお、今後の予定は、公演日が決まり次第、市報「ぎょうだ」および産業文化会館ホームページでお知らせします。【ホームページ】 <https://www.ikiiki-zaidan.or.jp/sangyou/index.html>



広告

広告

戦後行田の環境衛生として蠅はいなくなった

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の公表から、間もなく2カ月が経とうとしています。衛生について考える機会も増えたのではないのでしょうか。今回は衛生に関する行田の歴史と資料を紹介します。

在でした。家庭で蠅取り紙を使っても一向に減らなかつた、蠅取り瓶が真っ黒になるほどだった、などの話が昭和32年（1957）の行田市政だより第70号で紹介されています。

昭和24年（1949）の市制施行から間もない頃の行田は、上下水道が整備されておらず、古い水路や沼が残っていました。水は井戸から汲み、使ったらそのまま外へ流すのが普通だった時代です。生活排水が水路へ直接流れ込んでしまい、停滞した汚水は蚊や蠅の発生源となっていました。蚊や蠅は伝染病を媒介する害虫であり、当時は数も非常に多く、常に問題視される存

下水道整備などによって環境は徐々に改善されましたが、市政の力だけで成し遂げたわけではありません。昭和30年ごろから「カとハエのいない生活実践運動」を行った市内9地区では、定期清掃や金網の設置、一斉消毒などの努力を経て、蚊や蠅の数を劇的に減らすことに成功しました。こうした市民主体の運動が、衛生的なまちづくりを支えたのです。

写真の資料は、食品を蠅から守る蠅帳です。夏の季節になるほど身近な道具でありながら、こうした箱型タイプはあまり見掛けな



蠅帳 (行田市郷土博物館蔵)

くなりまりました。冷蔵庫やラップが普及した影響もありますが、身近で発生する蠅の数が減り、昔ほど気にする必要がなくなつたためとも考えられます。先人たちの努力が蠅帳を資料にした、ともいえるかもしれません。

(郷土博物館 岡本夏美)

はじめまして



令和元年9月生まれのお子さんを募集します

- 7月1日(水)～31日(金)に電話またはEメールで広報広聴課広報広聴担当(内線318) ※応募要領は市ホームページをご覧ください。
- 応募者多数の場合は、8月3日(月)午前11時から市役所203会議室で公開抽選を行います。



令和元年7月生まれのおともだち



小泉 透真ちゃん(門井町)
令和元年7月27日生まれ
父・誠さん 母・知美さん
「心優しく たくましく育ててね」



小島 美桜莉ちゃん(大塚)
令和元年7月1日生まれ
父・篤志さん 母・愛さん
「これからもたくさんの 笑顔を見せてね♡」



江森 由依ちゃん(下須戸)
令和元年7月3日生まれ
父・稔晃さん 母・雅子さん
「元気にすくすく育ててね♡」



中村 杏渚ちゃん(白川戸)
令和元年7月9日生まれ
父・彰宏さん 母・未由希さん
「色々な経験を 一緒に積んでいこうね!」



柴崎 叶彩ちゃん(斎条)
令和元年7月22日生まれ
父・悠介さん 母・茉莉さん
「毎日笑顔をありがとう!」



飯塚 柚月ちゃん(向町)
令和元年7月20日生まれ
父・雄大さん 母・瑠美子さん
「ゆんちゃんは 家族のアイドル♡」

今月の表紙

6月1日、市内全小・中学校で通常登校が始まりました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、長らく臨時休業が続きましたが、十分に対策をし、授業を再開。忍中学校では、登校時、校門の前で教職員が生徒を出迎ると、子供たちは少し恥ずかしそうにあいさつをしつつ、久しぶりの学校生活に胸躍らせていました。

- 市報ぎょうだに掲載されているあなたの写真を差し上げます。ご希望の方は、広報広聴課広報広聴担当(内線318)まで。
- 市民の皆さんの市政に対するご意見をお待ちしています。
- 市報をダイジ版に録音したものを希望者宅にお届けします。ご希望の方は、広報広聴課広報広聴担当(内線318)までご連絡ください。



環境にやさしい 植物油インキ

市報ぎょうだは 再生紙を 使用しています